

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

規 則

- 規則第27号 宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則
.....（総務課）…2

告 示

- 告示第105号 令和6年宇治市斎場休場日の指定
.....（環境企画課）…2

公 告

- 公告第61号（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械
工事に係る一般競争入札の中止.....（契約課）…2
- 公告第63号（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械
工事に係る一般競争入札.....（契約課）…2

公 営 企 業

- 告示第10号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処
理の開始.....5

規則

宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年11月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第27号

宇治市文書等管理規則の一部を改正する規則

宇治市文書等管理規則（平成10年宇治市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項各号を次のように改める。

- (1) 法規等に係る文書には、市名を冠して、その種別を付け、番号は、種別ごとの公告式番号簿により暦年による一連番号とする。
(2) 令達文書（訓令を除く。）には、市名を冠して、その種別を付け、これに続けて文書登録の年度及び文書区分等に関する定めに基づく略号を付し、番号は、起案文書登録簿により会計年度による一連番号とする。
(3) 前2号に定めるもの以外の文書（以下「一般文書」という。）には、文書登録の年度を付け、これに続けて市名の首字及び文書区分等に関する定めに基づく略号を付し、番号は、起案文書登録簿により会計年度による一連番号とする。

第58条の次に次の1条を加える。

（スキャナ等で作成した電磁的記録に係る特例）

第58条の2 市長が別に定める文書については、書面に記載されている事項をスキャナその他これに準ずる画像読取装置により読み取って作成した電磁的記録を文書の原本とみなして取り扱い、及び当該文書を廃棄することができる。

2 第52条の2の規定は、前項の規定により廃棄する場合について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

宇治市告示第105号

令和6年宇治市斎場休場日の指定について

宇治市斎場条例施行規則（昭和59年宇治市規則第10号）第2条第1項の規定により、令和6年宇治市斎場休場日を次のとおり定めます。

令和5年11月24日

宇治市長 松村 淳子

Table with 2 columns: 月 (Month) and 宇治市斎場指定休場日 (Designated Holiday Days). Rows list months from 1 to 11 with specific dates and days of the week.

Table with 4 columns: 12月, 4日(水), 16日(月), 28日(土)

1月1日は、宇治市斎場条例施行規則により休場します。

公告

宇治市公告第61号

（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事に係る一般競争入札の中止について

令和5年10月20日付け宇治市公告第57号で公告した一般競争入札を中止しますので、次のとおり公告します。

令和5年11月1日

宇治市長 松村 淳子

- 1 中止する一般競争入札
（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事に係る一般競争入札
2 中止する理由
入札に参加する者がいなかったため

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課
郵便番号 611-8501
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号 0774-20-8716
FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）

宇治市公告第63号

（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事に係る一般競争入札について

（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和5年11月10日

宇治市長 松村 淳子

- 1 入札に付する事項
(1) 工事名 （仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事
(2) 工事場所 宇治市伊勢田町遊田7番地の1
(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。
○建物概要
・規模構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建て
・延床面積 16,187.32㎡
○工事概要
新校舎建設に係る機械設備工事
・校舎等新築工事 一式
・インフラ切替工事 一式
(4) 工 種 管工事
(5) 工事期間 契約日から令和8年2月20日まで 772日間
(6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。
2 入札に参加する者に必要な資格
特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 共同企業体の要件

- ① 構成員の数は、2者とする。その内訳は、(2)に定める要件を満たす共同企業体の代表者となる構成員(以下「代表者」という。)及び代表者以外の構成員であること。
- ② 自主結成された共同企業体であること。
- ③ 全ての構成員の出資比率が30パーセント以上であること。

(2) 構成員の資格要件

共同企業体を結成した代表者及び代表者以外の構成員が次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合を除く。
- ⑤ 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- ⑥ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を管工事業について受けている単体企業であること。
- ⑦ 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。
- ⑧ 以下の全ての条件を満たす監理技術者を共同企業体の代表者・構成員ともに工事現場に専任で配置し得ること。
 - a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - b) 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - c) 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- ⑨ 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
 - a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - b) 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- ⑩ 「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う建築工事」、「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事」及び「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気工事」に係る2以上の共同企業体の代表者及び構成員でないこと。
- ⑪ 代表者が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における管の総合評定値(P)が950点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。
- ⑫ 代表者が構成員の中でより大きな施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員の中で最大であること。
- ⑬ 代表者が京都府内に本店、支店又は営業所を有していること(支店及び営業所については、宇治市入札参加資格者名簿において年間委託を受けている

こと。)

- ⑭ 代表者以外の構成員が宇治市内に本店を有していること。
- ⑮ 代表者以外の構成員が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な経営事項審査を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における管の総合評定値(P)が750点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。
- ⑯ 代表者以外の構成員が「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

(3) 共同企業体の協定方式

協定方式の参考として「特定建設工事共同企業体協定書」を示すが、類似の協定方式でもよい。

(4) 認定資格の有効期限

共同企業体の有効期間は、本工事の完成の日後3か月以上経過する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う建築工事」、「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事」及び「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う電気工事」のいずれか1件にしか確認申請することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- ② 委任状の写し
- ③ 建設業の許可を証する書類の写し(代表者及び構成員共に提出すること。)
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(代表者及び構成員共に提出すること。)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法

京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
- ② 配布期間

令和5年11月10日 午前9時から
令和5年11月22日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

- ① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着

させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和5年11月10日 午前9時から

令和5年11月22日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和5年11月28日に電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和5年11月10日 午前9時から

令和5年12月6日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和5年11月10日 午前9時から

令和5年11月28日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和5年11月30日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和5年12月5日 午前9時から午後6時まで

令和5年12月6日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和5年12月7日 午前10時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、858,770,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。

なお、調査基準価格は、718,244,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本件の契約締結については、仮契約締結後、当該契約議案が宇治市議会の議決を要するものである。当該契約議案の議会の可決を条件に、改めて本契約を締結する。本契約については、令和6年1月11日を本契約予定日とし、工期については、令和8年2月20日までとしているが、変更する可能性があるため、注意すること。また、開札の結果、低入札価格調査制度の履行確認調査を実施する場合においても、本契約予定日及び工期について変更する可能性があるため注意すること。

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、令和5年度に令和5年度及び令和6年度の出来高予定額の合計に100分の40を乗じて計算した金額とする。また、令和7年度に令和7年度の出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、1回とする。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和5年度 5パーセント

令和6年度 6パーセント

令和7年度 8.9パーセント

1.8 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度に関する要領は閲覧することができる。

1.9 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から1.9までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度に関する要領の定めるところによる。

なお、1から1.9までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第10号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

令和5年11月24日

宇治市長 松村 淳子

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和5年11月24日	六地藏奈良町の一部、五ヶ庄一番割の一部、菟道車田の一部・出口の一部・西中の一部	分流式	宇治市木幡北島地内東宇治浄化センター

令和5年11月24日	横島町一ノ坪の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター
------------	-----------	-----	--------------------

